

③「廃プラスチック製」として出せない一例

プラスチック容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化（プラスチック製品、工業原料など）します。プラスチック容器包装でない異物が混入されると、再商品化事業者から引き取りを拒否される事態が起きます。適切な分別・排出をお願いします。

 <p>ボールペン・蛍光ペン</p>	<p>正しくは もやせないごみ 中身を使い切る</p>	 <p>汚れのひどいもの</p>	<p>プラマークがあるもの もやせるごみ</p> <p>プラマークがないもの もやせないごみ</p>
 <p>ライター</p>	<p>正しくは もやせないごみ 中身を使い切る</p>	 <p>カミソリ</p>	<p>正しくは もやせないごみ</p> <p>厚紙等で包む</p>
 <p>カップめんの容器 (紙製)</p>	<p>正しくは もやせるごみ</p> <p> このマークが目印！</p>	<p>※なお外装フィルム(商品の外側を包んでいるフィルム)はプラスチック製ですので、「プラスチック」として排出してください。</p> <p>※カップめんの容器には、「プラスチック製」や「紙製」がありますので、識別マークをよく確認してから分類してください。</p>	

※古いテレビ、エアコン、冷蔵庫などを壊し、ごみステーションに出す事例が一部で見受けられますが、その際にごみ袋に入れて出すのはもちろん、解体することも法律違反です。リサイクル料金を支払い、適正に処理してください。

容器包装リサイクル法

この法律は平成7年6月に制定され、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理責任を担うという従来の考え方を改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担の下でリサイクル推進をしようとするものです。

この法律ではガラス製容器、飲料又はしょうゆを入れるペットボトル、飲料用紙パックなどを対象として施行され、平成12年4月からこれらの容器包装に加えて、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び飲料用紙パック以外の紙製容器包装を新たに対象とするとともに、特定事業者の範囲も拡大されました。

「(焼却) 灰」の分別区分を変更します

従来より「もやせないごみ」の扱いとしていましたが、広域処理している苫小牧市において、現在埋立処分ではなく、焼却処分していることから「もやせるごみ」へ分別区分の変更をします。

他のごみと混ぜないで、1回につき1袋のみ排出してください。